

小学校における性教育の現状からみた今後の性教育の在り方

—世界の性教育にも目を向けて—

発表者：平井恵美

指導教員：押谷由夫先生

I 本研究の目的

普段の何気ない日常生活の中でも、コンビニエンスストアには、子どもの目の届く位置に、平然とポルノ雑誌が置かれ、電車の釣り広告には、卑猥な言葉と共に、性的な写真がごく当たり前のように載っている。今日、「マンガ・コミックス」「テレビ・ラジオ」「新聞や雑誌の記事」「ビデオ」「インターネット」など、様々なマスメディアの大人に向けた性産業・ポルノ産業の情報を、子どもたちは、性情報として得てしまっているように感じる。

このような、様々な性情報が氾濫している中で、子どもたちは、無防備な状態で性情報に晒されているのではないだろうか。また、ニュースなどを見ると、性感染症や十代の人工妊娠中絶の増加、性被害など、子どもの性に関する問題が次々に登場する。このような状況から、私は、性教育の必要性を、強く感じた。

しかし、自分自身が受けてきた性教育を思い起こしてみると、いくつも疑問が生じる。今日の、性に関する多くの問題すべてに対応するような性教育を、受けてきたようには考えられなかったからである。

今、小学校では、一体どのような性教育が行われているのだろうか、そして、それは適切な指導なのであるかという疑問を持ったのが、本研究のきっかけとなった。そして、どのような意識をもって性教育に取り組めばよいか、また、子どもにとって的確な指導法は何かについて知ることにより、春から教員として自信を持って性教育に取り組むことができるようになりたいと考えた。

II 本研究の方法

まず、性教育とはどのようなものか、文献研究をもとに基本理解をはかる。さらに日本における子どもの性の現状を、調査結果をもとに明らかにする。

次に、日本の学校では、どのように性教育が行われてきたのか、歴史的変遷に焦点を当てる。そして現在、日本の小学校でどのような性教育が行われているのか、教科書や指導書から文献研究を行い、性教育の理念や目的、有用と考えられる指導法を明らかにしていく。また同様に、海外の性教育にも焦点をあてて、日本の性教育に応用できるところはないか検討する。

III 章の構成

第1章 性教育についての基礎知識

第1節 セクシュアル・ライツ

第2節 三方向の視点を持つ「性」

- 1) セックス(sex)
- 2) ジェンダー(gender)
- 3) セクシュアリティ (sexuality)
- 4) 「性教育」と「セクシュアリティ教育」

第2章 調査報告から読み取る日本の子どもの性に関する現状

第1節 性被害 第2節 性行動とその情報源

- 1) 性行動
 - 2) 性の情報源
- #### 第3節 性意識

第3章 日本の性教育と世界の性教育

第1節 日本の小学校教育における性教育の取扱いの現状

- 1) 性教育の歴史的変遷
- (1) 昭和20年から30年代における性教育

(2) 昭和 40 年から 50 年代前半における性教育

(3) 昭和 50 年後半以降における性教育

2) 学習指導要領・教科書から

(1) 理科

(2) 体育

3) 文部省「学校における性教育の考え方、進め方」から

4) 中央教育審議会答申から

第 2 節 スウェーデンにおける“性と共生”の教育

1) 学校における性教育

2) 学校外での性教育—青少年クリニックの存在

3) まとめ

第 4 章 セクシュアリティ教育を目指して

第 1 節 子どもの性の権利に関する国際的動向

第 2 節 子どもの性的自己決定力を育成するために

1) 子どもの性的自己決定力

2) 性的自己決定力を育てるセクシュアリティ教育を

終章

第 1 節 研究の成果

第 2 節 今後の課題と展望

引用・参考文献

謝辞

IV 研究の内容

第 1 章 性教育に関する基礎知識

4) 「性教育」と「セクシュアリティ教育」では、「性教育」と「セクシュアリティ教育」にはどのような違いがあるのだろうか。ここでも IPPF の定義をもとにその違いを把

握したい。IPPF での「性教育」と「セクシュアリティ教育」の定義は以下のようになっている。

・性教育 (Sex education)

妊娠・出産の過程や思春期、性行動などに関する基礎的教育。避妊、性感染症の予防および親となることについての情報なども含まれることがある。

・セクシュアリティ教育 (Sexuality education)

セクシュアリティとその表現に関するあらゆる事柄についての教育。セクシュアリティ教育は性教育を同じ内容を扱うが、加えて人間関係、セクシュアリティに対する態度、性的役割、ジェンダーの関係、性行動をとることに対する社会的圧力などの問題も扱う。また、セクシュアル／リプロダクティブヘルスサービスに関する情報も提供する。対人関係のつくり方や意思決定に関する技能の習得を含めることもある。(ジョイセフ、2004、p29、31)

この定義によれば、「性教育」は、主に生殖に関して基礎的な事を取り扱う教育である。一方で「セクシュアリティ教育」は、性教育を包括し、さらにジェンダー・セクシュアリティについても取り扱う教育であると言える。また、情報を与えるだけでなく、「対人関係のつくり方や意思決定に関する『技能』」を習得させるものとなっている。つまり、「性教育」は知識を与える教育であり、「セクシュアリティ教育」は知識に加え、技能の習得も目標とされている教育であるといえる。現在まで日本で行われてきている性教育の内容は「Sex education」であると言われている。生殖の面のみを扱い、ジェンダーやセクシュアリティについての教育はまだまだ推進されていない現状にある。日本における性教育の取扱いについては、第 3 章で詳しく見ていく。

第3章 日本の性教育と世界の性教育

第1節 日本の小学校教育における性教育の取扱いの現状

1) 性教育の歴史的変遷

日本の性教育は、敗戦後まもなく、「純潔教育」という名目で始まる。その歴史的変遷を研究するなかで、性教育に3つの歴史的段階が存在することが分かった。そこで、段階ごとに分け、教育のなかで性教育は、どのように取り上げられ、位置づけられてきたか述べていく。

(1) 昭和20年から30年代における性教育

日本の社会では、性に関することは、長い間タブーとされてきた。敗戦後、混乱の中で売春婦や性病に感染している人が急激に増え、大人の性行動の変化がみられたのである。この変化が、性に関する情報をも解放刺激的なものとし、青少年を刺激した。(平井信義、1972) 昭和20年、文部省・法務省・厚生省・労働省・警察庁などの事務次官会議を開き、「私娼の取り締まり並びに発生の防止及び保護対策」について審議した。この決定に基づいて、昭和22年、文部省社会教育局によって「純潔教育の実施について」という通達が出された。これは、我が国で、性教育を公的な立場から取り上げた最初のものであった。内容としては、「同等の人格として、生活し行動する男女の間の正しい道德秩序をうち立てること」など、道德的面の強いものであった。(日本性教育研究会、1971)

昭和24年には、文部省学校教育局から、「新制中学校の教科と時間数の改正について」という通達が出され、「体育」が「保健体育」となり、70時間の健康教育を行うことが定められた。内容としては、「純潔教育」を保健の教科の中で位置づけたものであった。

このように、昭和20年から30年代の性教育は、戦後の混乱対策から発した、純潔教育

や健康教育という形で進められた。しかし、性に関することはタブーであるとされた、古来からの日本の思想や社会風潮がまだまだ根強く残っていた時代でもあり、そのアメリカ的過ぎる内容に、現場の教師がついていけなかったのが実情である。そのため、本来生物学的教育と道德的教育の2つの意味を持ったはずの純潔教育が、道德教育のみが強調されるかたちとなったのである。

(2) 昭和40年から50年代前半における性教育

昭和40年代になると、社会は大きく変化していく。テレビ、ラジオの普及により、マスコミの影響が大きくなり、性に関する情報もあふれだした。フリーセックスや同棲生活などのブームも起こり、いわゆる性解放の風潮が現れてきた。さらに、子どものからだの発育発達が加速し、氾濫する性情報の中でからだと精神のアンバランスが顕著になり、その結果、少年犯罪中に占める性犯罪の割合が増加した。昭和45年の、高等学校の学習指導要領の改訂で、保健のなかで、それまで留意事項としてしかとらえていなかった性に関する指導が大きく取り上げられるようになった。この改訂で、昭和31年の改定以来姿を消していた、性器官の機能や性器の構造と家族計画についてふれている。また、小学校においては、昭和48年に「保健指導の手引き」が出され、その中では、保健指導として「初潮指導」を学級経営のなかで行うことが挙げられている。しかし、実際には、学級担任には、性に関する生物学的知識は限られており、資料や教材もなく困難なものであった。(木村龍雄、1986)

このように、昭和40年から50年代の中ごろにかけては、若者を中心に様々な性意識が生まれ、それを人々が語り出した時期といえる。これが、性解放、すなわち、禁欲的なモラルにしばられた性の観念からの

解放である。しかし、この風潮を性の退廃ととらえ、ことさらに純潔の概念を唱える人もいた。新聞による若者の意識調査結果でも、意外にフリーセックスに反対するものが多く、必ずしも日本人の性意識が根本的に変わってしまったというわけではない。(毎日新聞、1970)しかし、人々の中で性を自分のこととして捉える風潮が生まれ、性教育についてもその方法や内容など、具体的な研究が進められるようになり、新しい局面に迎えたといえるのである。

(3) 昭和 50 年後半以降における性教育
昭和 40 年から 50 年代前半に起こった性教育の流れを受け継ぎ、50 年代後半の以降も様々な問題が起こった。新しい性病の出現、十代の妊娠、出産、中絶の増加、さらに、少女雑誌のセックス記事など、興味本位な性情報の氾濫などがそれである。(黒川義和、1988)

こうした中から、昭和 50 年代中ごろより、「性は生活に浸透したもの」(田中垣男、1979)「人間の生活し全体の根底にあるもの」(黒田芳夫、1981)など、性と生きることを同じレベルにとらえる考え方がでてきた。このような捉え方は、セクシュアリティという言葉で表現される。学校での性に関する指導の重要性が強調され、昭和 61 年には、「性と指導における性に関する指導」という手引書が出された。(生徒指導における性に関する指導、1986)

性教育の目的が、昭和 40 代には、ただ単に性知識やある一定のモラルを身に付けさせることであったのが、昭和 50 年代後半以降は、個人が一人の性的人間としてアイデンティティを確立し、適切な性行動ができるようになることというように変わってきた時代である。変遷の原因としては、性意識の変化と、少年非行や思春期妊娠などの問題への対応と 2 つが挙げられる。性意識の変化は、特に若者に顕著であり、現在では大人と若者の間で

大きな開きがある。

日本学校保健学会の機関誌『学校保健研究』においては、昭和 57 年以降、性意識調査や認識調査が数多くなされ、昭和 61 年には実際の取り組みを紹介したものが多くなっている。また、各都道府県においても手引書を出すなど、性教育に取り組もうとする姿勢は徐々に出てきているといえる。しかし、実際は、まだ一部分においてしかなされていないのが現状である。

このように、日本の性教育は、戦後の社会風潮の混乱の中から、文部省による純潔教育の案が出されたものの、それは次第に道徳面が強調されたものに変化した。その後、学習指導要領での扱いも徐々に形を変え、現在、性教育ということばでの教育課程における位置づけはされていない。一方、日本性教育協会など、民間の性教育団体が作られ、性教育に関する本も、その理念が書かれたものから、学校での指導方法が書かれたもの、また、親向けに家庭での性教育について書かれたものなど、さまざまな角度からのものが出版されている。

しかし、現場では、各学校により取り組みはさまざまであり、性教育の年間指導計画書を作成し、熱心に指導に励んでいる学校も少なくないようである。

第 2 節 スウェーデンにおける“性と共生”の教育

1) 学校における性教育

スウェーデンでは、女性の自己決定により中絶が可能になった新しい中絶法が制定されたり、同性婚(パートナーシップ)法が施行されるなど、セクシュアリティに関して大変先進的である。1956 年には、性教育が「指導要領で義務化され、『教師のための性教育手引書』が出された」(合満、2008、p31)。この性教育は「単に生殖器教育、性行為や避妊などを教えるというものではなく、コミュニ

ケーションや自分の意見を表出する大切さと意見が受け止められるということ、社会ルールを学びつつ、個性が尊重されることを提供する環境が含まれている」(山崎、2007、p44)という。

スウェーデンの性教育は、「共生教育」と言われ、現行学習指導要領では、「性と共生 (Sexualitet och samlevnad)」という名称で取り扱われている(森脇氏らの論説では、Sexuality and Personal Relationship という英訳がされており、ビヤネール氏は“性と共同生活”と和訳している)。この「性と共生」は、1つの科目として位置づけられているものではなく「複数の教科が取り上げる総合的なものとしてカリキュラム化され」(戸野塚、2004、p61)、「学校長が全体的な実施の責任を負う」(森脇ら、2003、p194)ものとなっている。

また、スウェーデンでは、“性と共生”の教育だけでなく、「gender equality に関して性と共生の教育とは別に、国のカリキュラムの基本的な価値として、明確に示されている」(森脇ら、2003、p194)という。「例えば、教師は、gender equality に基づいた指導の在り方についてのトレーニングを受け、カリキュラムのすべての授業において、gender equality に基づいた指導方法を実施することとされ、(中略)男女平等に関する学習は、いわゆる性教育という形はとらないところでも実施されている」(森脇ら、2003、p194)ようである。gender equality とは、ジェンダー・フリーのことを指し、英語圏で使われる表現である。

このように、性と共生の分野に限らず、日常の学校生活の中でも男女平等の精神が培われるような環境が整えられていることがわかる。クラス・学校内の雰囲気や、教師と児童との関係、教師間関係等が児童に及ぼす影響は大変大きいのではないだろうか。そう考えた場合、上のようなトレーニングを受けた

教師で構成されている学校というのは、セクシュアリティ教育に適した環境になっていると考えられる。

以上のように、スウェーデンの“性と共生”の教育では、「個人のセルフエスティームの向上や自信や責任等の発達と人間関係を基盤とし、児童生徒がセクシュアリティ、性的健康、家族生活、生き方等を追求するために必要な知識の獲得、理解、価値観、態度、ライフスキル等の形成を支援する」(森脇ら、2003、p194) ようになっている。更に特記すべきことは、障害児に対しても 1956 年以降同様に性教育は義務化されているということである。これも、人権尊重の精神が浸透した国家であることを表しているだろう。セックス・ジェンダー・セクシュアリティのそれぞれについて、知識を得るだけではない。話し合いを通して理解を深め、様々な価値観を知り、自身の態度を考えることができる。そしてそれらは、日常の生活や、自分の人生・生き方に大きく関係していくものである。しかも、このような教育を受ける基盤には、男女平等・人権尊重の精神が貫かれている。

終章

第1節 研究の成果

私は大学に入学して性教育に興味を持つまで、セクシュアリティという言葉に出会ったことはなかった。性の権利があることも知らなかったし、メディアから受け取っていた性情報がいかに偏って間違っただのかなんて考えたこともなかった。無知とは恐ろしいことだと今になって改めて感じる。

第2章で見た子どもの現状から、やはり子どもたちの多くも私と同じような状況で育っているのであろうと感じた。つまり、全国的に性教育が大きく進歩したという事実はまだ見られないのである。また、学習指導要領や教科書を見ても、私が見ていたものとほとんど

ど変わっていないように思われた。しかし、そんな中でもセクシュアル・ライツは徐々に人々に知られ、子どものセクシュアル・ヘルスも守られようとしている。また、世界にはスウェーデンのように先進的なセクシュアリティ教育を行っている国も存在している。日本でも、徐々にセクシュアリティ教育が広まりつつあるようだ。

私は春から教壇に立つ。私が出会う子どもたちが、セクシュアル・ヘルスやセクシュアル・ライツを犯されることがないよう、スキルや態度を身につけさせるためにはどうすればいいのか…そんなことを考えながらこの論文に取り組んだ。「性」の権利、とは言っても、その基盤となるのは他者尊重・男女平等といった人々の精神であることが学ぶことができた。このことがよりたくさんの人に理解されれば、誰もが性生活については自分の人生をよりよく暮らしていけるだろうと痛感した。

そして、なぜ禁欲教育がいけないのかという問題に対し、私は答えを見出すことができた。「大人としての生活に向けて準備をさせる」こと。これは性教育だけに関わらず、教育の一つの目的であろう。子どもはいずれみな大人になる。大人になったその時に、それまでの性教育がその人にとって意味あるものであったと思える教育を行っていくこと。そんな教育を私も目指していきたいと強く思う。

第2節 今後の課題と展望

本来ならば、この研究からさらに、私自身が考察する、小学校における有用な性教育プログラムを学年別に開発することが最終目的であった。今回は日本の性教育の現状や、海外の様々な国で行われているすばらしい性教育プログラムに視野を広げ過ぎ、自分自身の教育プログラムを一つにまとめるまでに至らなかった。

しかし、どのような理念と方向性を持って、性教育を行えばよいかの自分なりの基

準は定まったので、春から現場に立ち、自分の目で子どもの実態を見たのち、発達段階や現状に沿った、その子どもたちに合わせた性教育プログラムを作っていきたいと考える。

引用・参考文献

- ・浅井春夫『セクシュアル・ライツ入門』十月舎、2000
- ・浅井春夫『子どもの性的発達論【入門】～性教育の課題にチャレンジする試論 10 章～』十月舎、2005
- ・浅井春夫、子安潤ら『ジェンダー／セクシュアリティの教育を創る バッシングを超え る知の経験』明石書店、2006
- ・浅井春夫、杉田聡ら『性の貧困と希望としての性教育～その現実とこれからの課題～』十月舎、2009
- ・浅野富美枝、「性の自己決定能力獲得の課題ー性とジェンダーの学習こそ」『季刊 SEXUALITY No. 3』エイデル研究所、2001
- ・荒牧重人「子どもの権利条約と子どもの自己決定」『法律時報 75 卷 9 号』日本評論社、2003
- ・河東田博、「スウェーデンにおける障害児への性教育」『季刊 SEXUALITY No. 16』エイデル研究所、2004
- ・木原雅子『10 代の性行動と日本社会ーそして WYSH 教育の視点』ミネルヴァ書房、2006
- ・合満明日香「スウェーデンの性教育における学校とユースクリニックの役割ーコミュニケーションの事例をもとにー」『教育学研究年報第 27 号』2008
- ・子どもの権利・教育・文化全国センター『新ポケット版子どもの権利ノートー第 2 回国連「勧告」掲載ー』2004
- ・財団法人家族計画国際協力財団(ジョイセフ)『IPPF セクシュアル／プロダクティブ・ヘルス用語集』2004